

NO.99 2015.12.8



# 労働徳島

発行 徳島県商工労働観光部労働雇用課  
 徳島市万代町1丁目1番地  
 Tel.088-621-2346 Fax.088-621-2852  
 県ホームページ <http://www.pref.tokushima.jp/>

## 「テレワーク実証センター徳島」を開設しました

徳島県では、テレワークを希望する個人から企業まで、幅広く活用していただけるテレワークセンターをモデル実証的に設置し、平成27年10月2日、開所式を行いました。

このセンターは、育児や介護等を理由に在宅就業を希望する方や県内企業のテレワーク導入の足がかりとしていただくため、「在宅就業の補完機能」及び「テレワーカーの養成機能」を有しており、個人から企業まで幅広く活用していただける本県初の施設です。



開所式での看板設置の様子  
 左から NPO 法人JCIテレワーカーズネットワーク 猪子理事長、  
 飯泉知事、NPO 法人チルドリン徳島 野田理事長

◆テレワーク実証センター徳島◆  
**お気軽にご利用ください!**

場所：徳島市南島田町2丁目25番地1  
 (旧徳島テクノスクール理美容科棟2階)  
 開所時間：午前10時から午後5時まで  
 (土・日・祝、年末年始除く)  
 電話：090-3187-9845  
 運営(受託者)：NPO法人チルドリン徳島  
 ※利用にあたっては登録が必要です。

### ■施設のご紹介

コワーキングスペース：無料 Wi-Fi ご利用いただけます(研修の開催日には利用できない場合があります)。  
 コピー・印刷は実費にて利用可。

カフェスペース：休憩や利用者同士の交流の場としてご利用ください。

赤ちゃんの部屋：乳幼児利用自由。 そのほか、会議室(要予約)もご利用いただけます。

センターの利用は無料です。



コワーキングスペース



カフェスペース



赤ちゃんの部屋



テレワークに興味のある方や  
 利用を検討されている方もお  
 気軽にお越しください!

### 労働徳島 No.99 主な内容

「テレワーク実証センター徳島」を開設しました	1	中途採用マッチングフェアを開催します	5
「とくしま技能フェア2015」を開催しました	2	労働者派遣法が改正されました	6
徳島県はぐくみ支援企業を認証しました	3	キャリアアップ助成金のご案内	7
ゆめチャレ2015 in 西部を開催しました	4	最低賃金、チェックです	8

## 匠の技を体験しよう 「とくしま技能フェア2015」を開催しました!

平成27年11月14日(土)、徳島市南末広町の徳島県立中央テクノスクール(在職者訓練棟)において、小学生以下を対象に「匠の技を体験しよう」をテーマにイベントを開催し、約900名が参加しました。

〈体験コーナー〉

- 1 印章づくり
- 2 ゴム鉄砲づくり
- 3 ミニ畳づくり
- 4 簡易看板づくり
- 5 ティッシュカバー・シュシュづくり
- 6 銅画・表札づくり
- 7 こて絵づくり
- 8 植木鉢づくり
- 9 上履き入れづくり
- 10 タイルカーペット切合せ



## とくしま経済飛躍サミットI テレワーク推進セミナー~テレワークで展望する人・しごと・未来~を開催しました!

平成27年10月30日(金)、徳島市のときわプラザ(フレアとくしま)において、「テレワーク推進セミナー」を開催し、約100名が参加しました。

サイファー・テック株式会社代表取締役 吉田基晴氏、NPO法人ジェイシーアイ・テレワーカーズ・ネットワーク理事長 猪子和幸氏、株式会社ダンクソフトチーフエンジニア 川原雅好氏の講演の後、一般社団法人日本テレワーク協会 中本英樹氏をコーディネーターとして、パネルディスカッションを開催し、テレワークによる地方への「しごと」の還流と、働く人のワークライフバランスについて考えました。



## 働く女性応援シンポジウム ~チームで作る!仕事と家庭の両立~を開催しました!

平成27年11月9日(月)、徳島市のときわプラザ(フレアとくしま)において「働く女性応援シンポジウム」を開催し、約70名が参加しました。

第1部「徳島で発見!働く女性応援企業」では、(株)シケン、(株)テレコメディア、エコエル(株)フェイス、富田製薬(株)、(株)松本コンサルタント、(医)凌雲会様より仕事と家庭の両立の支援策について、優れた取り組みを発表していただきました。

また、第2部「結果を出して定時で帰るチーム術」では、(株)ワーク・ライフバランス講師、深掘雅史氏より、ワークショップを交えた講演がありました。



## 徳島県はぐくみ支援企業を認証しました!

### 徳島県はぐくみ支援企業認証制度とは

次世代育成支援の一環として、子どもを産み育てながら働き続けることができる「子育てに優しい職場環境づくり」に積極的に取り組まれている企業等を、徳島県が「はぐくみ支援企業」として認証する制度です。認証を受けた企業等は、平成27年11月末日現在で209社(団体)となりました。

### 最近の認証企業等一覧

子育てにやさしい職場環境づくりに積極的に取り組まれている企業です。

企業名	業種	企業名	業種
プリント・マジック	その他のサービス業	株式会社山本鉄工所	産業用機械製造業
ドレミファーマシー有限会社	その他小売業	わか堂	菓子製造・小売業
リサイクルショップエイ・ヤー	その他小売業	合同会社発達支援トモ二	医療・福祉業

### はぐくみ支援企業の認証を取得して、イメージアップをしませんか?

### 応募方法

次の書類を労働雇用課までご提出ください。郵送、持参いずれでも結構です。

- はぐくみ支援企業認証申込書
- 「一般事業主行動計画」の写し
- 「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し

申込書の様式は、県のホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.tokushima.jp/docs/2009093000032/>

### ★応募・お問い合わせ先

徳島県商工労働観光部 労働雇用課 働きやすい職場づくり担当 TEL 088-621-2344



## はぐくみ支援企業パネル展を開催しました!

県内2ヵ所で「はぐくみ支援企業パネル展」を開催し、子育てにやさしい職場環境づくりに積極的に取り組む企業等の取り組みを紹介しました。

平成27年11月6日(金)~11月9日(月)  
ときわプラザ(フレアとくしま)2階展示ギャラリー  
(徳島市山城町東浜傍1)



平成27年11月19日(木)~11月27日(金)  
ショッピングプラザピカ  
(阿南市西路見町堤外65-1)



# ゆめチャレ 2015 in 西部を開催しました

平成27年9月14日(月)、阿波市交流防災拠点施設「アエルワ」において、県西部の就労をめざす特別支援学校生と、企業の採用者らの懇談会が開催されました。西部での『ゆめチャレ』開催は、昨年に引き続き2回目であり、生徒の真剣な取組の様子が印象的でした。



開会行事(国府支援学校和太鼓部演奏の様子)



とくしま特別支援学校技能検定模範演技の様子



生徒にアドバイスする企業担当者

## 骨髄バンクにご理解・ご協力ください

日本では、骨髄移植を必要とする方が毎年2千人を数え、一人でも多くの患者さんを救うためには、一人でも多くのドナー登録が必要です。ドナー登録にご協力ください。

また、骨髄移植が進むよう、「ドナー休暇制度」の導入等、環境整備にご理解・ご協力をお願いいたします。

問合せ先 徳島県保健福祉部健康増進課 ☎ 088-621-2228

## 一生に一度は肝炎ウイルス検査を受けましょう!

肝炎は、ウイルスへの感染を放置すると肝硬変・肝がんへと進行する場合があります。職場健診や人間ドックにあわせ、肝炎ウイルス検査を受けましょう。県では、ウイルス検査の未受検者を対象に無料のB型・C型肝炎ウイルス検査を実施しています。

詳しくは県HPをご覧ください。 <http://www.pref.tokushima.jp/docs/2013030800135>

問合せ先 徳島県保健福祉部健康増進課 ☎ 088-621-2228

「確かな未来」が会社を変える。



「中退共」は中小企業が加入しやすい国の退職金制度です。

- ① 国の制度だから安全・安心! さらに掛金の一部を国が助成します。
- ② 社外積立でラクラク管理! 管理や運用の手間がかかりません。
- ③ 掛金は全額非課税でオトク! 節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもお加入いただけます。
- 解散・退職・年金基金からの移行先の一つです。

詳しくはホームページをご覧ください

中退共 検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

# 中途採用マッチングフェア 〈正社員(中途採用)・パート社員〉を開催します

様々な働き方を求める企業が集合!  
子育て中の方や短時間勤務も大歓迎です。

1日 時 平成28年1月28日(木) 9:30~12:30(受付9:00~)

2会場 ろうきんホール(徳島県立中央テクノスクール)  
徳島市南末広町23-64

3対象者 正社員(中途採用)、パート社員での採用を希望する人

4参加企業 17社(予定)

詳しくは徳島県ホームページへ

→ <http://www.pref.tokushima.jp/docs/2015111800065/>

問合わせ先: 徳島県労働雇用課 ☎ 088-621-2345



# 「UIターン助成金事業補助金」申請受付中です。

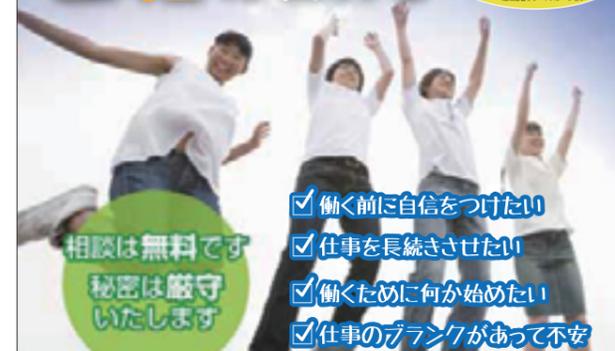
経営の改善や事業創出力の強化等に繋がる活躍が期待できる都市圏等の有能な人材の新規雇用又は「お試し就業」にあたり、事業者が負担する人材の給与等や紹介手数料の半額を3か月を限度として補助します。(事業終了:平成28年3月31日)

申請受付期間:平成28年2月29日まで(ただし、予算がなくなり次第終了します。)

詳しくは徳島県ホームページへ → <http://www.pref.tokushima.jp/docs/2015102800135/>

問合わせ先: 徳島県労働雇用課分室(とくしまジョブステーション) 電話: 088-622-6351

# 経験すれば、その不安は 自信に変わる



相談は無料です  
秘密は厳守いたします

- ✓ 働く前に自信をつけたい
- ✓ 仕事を長続きさせたい
- ✓ 働くために何が始めたい
- ✓ 仕事のプランクがあって不安

## とくしま地域若者サポートステーション

〒770-0831 徳島市寺島本町西1-7-1 日通朝日徳島ビル1階

TEL:088-602-0553

- 開所時間/10:00~18:00(月~金)、10:00~17:00(土)
- 休日/日、祝、年末年始、夏季休日 <http://toku-sapo.com/>
- E-mail:wakamono@toku-sapo.com HPからメールフォームでの質問・お問い合わせもできます!

とくしま地域若者サポートステーション 検索

## あわ地域若者サポートステーション

〒771-1402 阿波市吉野町西条字大内18-1

吉野中央公民館2階(旧笠井福祉センター)

TEL:088-637-7553

- 開所時間/10:00~18:00(月~金)、10:00~17:00(第1・3土)
- 休日/第1・第3を除く土、日、祝、年末年始、夏季休日 <http://awa-saposute.com/>
- E-mail:wakamono@awa-saposute.com HPからメールフォームでの質問・お問い合わせもできます!

あわ地域若者サポートステーション 検索

厚生労働省委託事業【運営:公益社団法人徳島県労働者福祉協議会】

南部・北部・西部県内各地にもサテライトを設置しております。詳しくはお問い合わせください。

# 労働者派遣法が改正されました (平成27年9月30日施行)

## 1 労働者派遣法は許可制に一本化されます

施行日以後、一般労働者派遣事業（許可制）／特定労働者派遣事業（届出制）の区分は廃止され、すべての労働者派遣事業が許可制となります。

## 2 期間制限のルールが変わります

現在の期間制限（いわゆる26業務以外の業務に対する労働者派遣について、派遣期間の上限を原則1年（最長3年）とするもの）を見直します。施行日以後に締結／更新される労働者派遣契約では、すべての業務に対して、派遣期間に次の2種類の制限が適用されます。

①派遣先事業所単位の期間制限……同一の派遣先の事業所に対し、派遣できる期間は、原則、3年が限度となります。

②派遣労働者個人単位の期間制限……同一の派遣労働者を、派遣先の事業所における同一の組織単位に対して派遣できる期間は、原則、3年が限度となります。

## 3 派遣元事業主に新たに課される内容

・雇用安定措置の実施  
派遣元は、同一の組織単位に継続して3年間派遣される見込みがある方に対し、派遣終了後の雇用を継続させる措置（雇用安定措置）を講じる義務（1年以上3年未満の見込みの方については、努力義務）があります。

・キャリアアップ措置の実施

## 4 労働契約申込みみなし制度

平成27年10月1日から、労働契約申込みみなし制度が施行されます。

派遣先が次に掲げる違法派遣を受け入れた場合、その時点で、派遣先が派遣労働者に対して、その派遣労働者の派遣元における労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなされます。

- ①労働者派遣の禁止業務に従事させた場合
- ②無許可の事業主から労働者派遣を受け入れた場合
- ③派遣可能期間を超えて労働者派遣を受け入れた場合
- ④いわゆる偽装請負の場合

**お問い合わせ先 徳島労働局 需給調整事業室 電話：088-611-5386**

厚生労働省のホームページに、改正法に関する資料を随時掲載しています。 [労働者派遣法 平成27年改正](#) [検索](#)

# 「女性活躍推進法」が成立しました！

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されました。

これにより、平成28年4月1日から、労働者が301人以上の大企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務付けられることとなります。また、労働者が300人以下の事業主の皆様は努力義務となっています。

詳しくは、厚生労働省ホームページ「女性活躍推進法特集ページ」をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

**お問い合わせ先 徳島労働局 雇用均等室 電話：088-652-2718**

## 健康で充実して働き続けることのできる社会へ 過労死ゼロを実現するために

我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっています。過労死等は、本人はもとより、その御遺族または御家族にとって計り知れない苦痛であるとともに社会にとっても大きな損失です。事業主はもちろん、労働者やその周囲の人など、国民一人ひとりが過労死等に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。

**労働条件等に関するご相談は……徳島労働局労働基準部監督課（電話：088-652-9163）、お近くの労働基準監督署、総合労働相談コーナーにご相談ください。**

# 非正規雇用労働者のキャリアアップに取り組む事業主を支援します！ キャリアアップ助成金のご案内

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、**正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

労働者の意欲、能力を向上させ、事業の生産性を高め、優秀な人材を確保するために、ぜひ、この助成金制度をご活用ください。

助成内容		助成額 ( )は中小企業以外の額
①正規雇用等転換コース	有期契約労働者等を ・ <b>正規雇用等に転換</b> または ・ <b>直接雇用</b> した場合	①有期→正規：1人当たり <b>50万円 (40万円) ★</b> ②有期→無期：1人当たり <b>20万円 (15万円)</b> ③無期→正規：1人当たり <b>30万円 (25万円) ★</b> ※派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合、1人当たり30万円加算（中小企業以外も同額）★ ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合 若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合 いずれも1人当たり①10万円、②③5万円加算（中小企業以外も同額）
②多様な正社員コース	・ <b>勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定</b>  有期契約労働者等を ・ <b>多様な正社員に転換または直接雇用等</b>  正規雇用労働者を ・ <b>短時間正社員に転換または短時間正社員を新たに雇い入れ</b>	①勤務地・職務限定正社員制度規定・適用：1事業所当たり <b>40万円 (30万円)</b> ②有期・無期→勤務地・職務限定、短時間正社員：1人当たり <b>30万円 (25万円) ★</b> ③正規→短時間正社員、短時間正社員の新規雇入れ：1人当たり <b>20万円 (15万円)</b> ※派遣労働者を多様な正社員で直接雇用する場合、1人当たり15万円加算（中小規模事業主以外も同額）★ ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合 若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合 いずれも1人当たり10万円加算（中小規模事業主以外も同額）
③人材育成コース	有期契約労働者等に ・ <b>一般職業訓練</b> （Off-JT） ・ <b>有期実習型訓練</b> （「ジョブ・カード」を活用したOff-JT+OJT） ・ <b>中長期的キャリア形成訓練</b> （専門的・実践的な教育訓練）（Off-JT） ・ <b>育児休業中訓練</b> （Off-JT）を行った場合	Off-JT《1人当たり》 賃金助成：1時間当たり <b>800円 (500円)</b> 経費助成： 一般職業訓練、有期実習型訓練、育児休業中訓練 最大 <b>30万円 (20万円)</b> 中長期的キャリア形成訓練 最大 <b>50万円 (30万円)</b> ※育児休業中訓練は訓練経費助成のみ OJT《1人当たり》 実施助成：1時間当たり <b>800円 (700円)</b>
④処遇改善コース	すべてまたは一部の有期契約労働者等の <b>基本給の賃金テーブルを改定し、2%以上増額★</b> させた場合	①すべての賃金テーブル改定：1人当たり <b>3万円 (2万円) ★</b> ②雇用形態別、職種別等の賃金テーブル改定：1人当たり <b>1.5万円 (1万円) ★</b> ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり20万円(15万円)加算★
⑤健康管理コース	有期契約労働者等を対象とする「 <b>法定外の健康診断制度</b> 」を新たに規定し、 <b>4人以上実施</b> した場合	1事業所当たり <b>40万円 (30万円)</b>
⑥短時間労働者の週所定労働時間延長コース	有期契約労働者等の <b>週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長</b> した場合	1人当たり <b>10万円 (7.5万円)</b>

◆★部分は、平成28年3月31日までの間、支給額を増額又は要件を緩和しています。

◆すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。

助成金の活用にあたっては、事前に「**キャリアアップ計画**」等を作成し、提出することが必要です。ご不明な点については、徳島労働局またはハローワークへお問い合わせください。

## 外国人労働者向け相談ダイヤルが開設されました

厚生労働省では、外国人労働者の方からの相談に的確に対応するため、平成27年6月1日から、5言語（英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語）について、当該言語により相談できる「外国人労働者向け相談ダイヤル」を開設しました。「外国人労働者向け相談ダイヤル」では、労働条件に関する問題について、法令の説明や各関係機関の紹介を行います。

言語	開設曜日	開設時間	電話番号
英語	月～金	午前10時～午後3時 (正午～午後1時は除く)	0570-001701
中国語			0570-001702
ポルトガル語			0570-001703
スペイン語			0570-001704
タガログ語			0570-001705

祝日、12月28日～1月3日は除きます。  
通話料は、発信者負担となります。

# 最低賃金、チェックです 徳島県最低賃金



# 695円



**【発効日】平成27年10月4日**

徳島県最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用されます。  
なお、下記の産業には特定最低賃金が適用されます。

## ■特定（産業別）賃金

件名	時間額	発効日	改定前
造作材・合板・建築用組立材料製造業	<b>810円</b>	平成27年12月21日	798円
はん用機械器具、生産用機械器具 業務用機械器具製造業	<b>840円</b>		827円
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業	<b>805円</b>		792円

お問い合わせ・ご相談は 徳島労働局労働基準部賃金室 (TEL088-652-9165) 又は最寄りの労働基準監督署へ  
ホームページにも最低賃金の情報が掲載されています。 <http://www.tokushima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

## 「合同労働相談会」を実施します！

徳島県内において個別労働関係紛争の解決に向けた業務を行う関係機関  
による初めての「合同労働相談会」を開催します。

- 日時** 平成27年12月13日(日)  
午後1時から午後4時30分まで  
(受付 午後0時45分から午後4時まで)
- 場所** シビックセンター4階(アミコビル内)  
(徳島市元町1-24)

**内容** 解雇・賃金未払い・配転・時間外労働など、労使関係のトラブル全般  
※当日会場で受け付けいたしますが、事前予約のある方を優先いたします。

- 事前予約** 徳島県労働委員会事務局 電話 088-621-3234  
(平成27年12月11日(金)午後6時まで)
- 〈参加機関〉** 徳島県商工労働観光部労働雇用課、徳島県労働委員会  
徳島県社会保険労務士会、徳島労働局総務部企画室
- 〈協力機関〉** 法テラス徳島



**相談無料**  
お気軽に  
ご相談ください